

上尾市「週休2日制適用工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業における週休2日の実現は、就業者の職場環境の改善や社会資本を支える担い手確保の観点から重要である。よって、建設現場における将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制適用工事」を試行する。

本要領は、上尾市が発注する建設工事【建築工事〔公共建築工事積算基準（国土交通省）または埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事〕を除く】において、〔週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）〕を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 週休2日

契約工期のうち、対象期間における4週8休（8日／28日、28.5%）以上の現場閉所率を達成するものをいう。

(2) 現場閉所率

現場閉所とする日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 対象期間

契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。ただし、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

(5) 現場施工着手日

現場での測量や調査、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

(6) 現場施工完了日

後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日をいう。

(現場閉所の取扱い)

第3条 現場閉所とする日は、対象期間中に現場閉所を行う日のうち、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所の日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含み、そのうち休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所の日としてカウントするものとする。

3 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所の日に含まれることができるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予

定も含め、監督員に報告するものとする。

- 4 地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所の日には、作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所の日を設定するものとする。

(対象とする工事)

第4条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は適用工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契となる工事）、応急工事等】
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 対象期間が1週間未満の工事
- ・ 上記以外の理由により週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第5条 適用工事の発注は、次のいずれかの方式とし、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定する。

(1) 発注者指定型

発注者が適用工事に取り組むことを指定して発注する方式。

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して適用工事に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

- 2 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に発注方式を明示する。

(工期の設定)

第6条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・ 降雨、降雪等の天候の影響により、作業不稼働日が多く発生した
- ・ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第7条 発注者指定型においては、4週8休以上を前提として、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ、工事費を積算して当初の予定価格を作成するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

- 2 受注者希望型においては、次の（1）に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じ、工事費を積算して当初の予定価格を作成するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額して契約変更を行う。

なお、工事着手前に適用工事に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が適用工事の取り組みを希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、当該補正分を減額する契約変更を行う。

(1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

(2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%以上28.5%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.03	機械経費（賃料）	1.03
共通仮設費	1.03	現場管理費	1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%以上25.0%未満）

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.01	機械経費（賃料）	1.01
共通仮設費	1.02	現場管理費	1.03

（実施方法）

第8条 発注者は、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に「適用工事」である旨を明示する。

- 2 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかに適用工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、「週休2日制適用工事実施届（様式1）」を提出し、実施の有無を決定する。

- 3 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 受注者は、現場施工着手日から28日分の「休日取得計画書（様式2）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

(3) 受注者は、対象期間中、「適用工事」である旨を明示するため、別紙2記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい場所に掲示する。

- 4 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式2）」を当該休日取得計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に

満たない最終週は対象期間から除く。

- (2) 28日間終了後、「休日取得実績書（様式3）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
 - (3) 休日取得計画書の変更を行う場合には、事前に発注者へ連絡し承認を受ける。連絡時に振替日が未定の場合においては、振替日の報告は、後日でも可とし、決定次第速やかに発注者に報告する。
 - (4) 発注者は、現場閉所の日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。
 - (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。
- 5 現場施工完了時には、以下のとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての「休日取得実績書（様式3）」及び「休日取得実績書【集計表】（様式3-2）」を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報や出勤簿等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
 - (2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。ただし、(1)に規定する提出期限後において、発注者の提出の求めに応じず、休日取得実績書等の提出がなかった場合には、適用工事を達成できなかったものとして扱う。

（アンケート調査）

第9条 受注者は、発注者からの指示があった場合において、工事完成通知日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

（工事成績評定における評価）

第10条 発注者は、受注者が4週8休以上の現場閉所を達成した場合に限り、工事成績評定にある「2施工状況 II 工程管理」及び「5創意工夫 I 創意工夫」で評価する。

2 4週8休以上の現場閉所が確認された場合、「5創意工夫 I 創意工夫」での加点評価は1点とする。ただし、達成できなかった場合においても、減点はしない。

（発注者による調査）

第11条 発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力する。

（不適切な適用工事実施に対する措置）

第12条 受注者がこの要領の趣旨に反する行為等を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項

の規定に該当すると認めたときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項は別に定める。

附則 本要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

(入札公告等及び特記仕様書への「週休 2 日制適用工事」である旨の明示)

<入札公告等>

入札対象工事

その他

本工事は、上尾市「週休 2 日制適用工事（※型）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

<特記仕様書>

週休 2 日制適用工事

本工事は、上尾市「週休 2 日制適用工事（※型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、上尾市「週休 2 日制適用工事」試行要領によるものとする。試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html>

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

別紙 2

(現場での「週休 2 日制適用工事」である旨の明示)

週休 2 日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休 2 日の確保に取り組む工事です。

工事名	〇〇〇〇工事 ※
発注者	上尾市
受注者	〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載があり、当該工事であることが判別できる場合は、本掲示上で工事名の記載を要しない。